

Blue Planet-works グループソフトウェア使用許諾契約書

Blue Planet-works グループ（株式会社 Blue Planet-works 及びその関連会社）の一員である株式会社 BPw（以下「BPw」といいます。）は、お客様が本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）の全ての条項に従うことを条件として、本契約に定めるとおり、BPw のソフトウェア（以下に定義されます。）の使用を許諾します。

第1条（本契約の締結）

お客様は、BPw に対して本契約に同意する旨を記載した書面を提出した場合のほか、対象ソフトウェアをダウンロードすること、インストールすること、使用すること、対象ソフトウェアにログインすること、又はコンピュータ等の画面上で本契約に「同意する」旨のボタンをクリックする等により電子的に同意を表明することにより、本契約の全ての条項に同意したものとみなされ、本契約に拘束されます（本契約に拘束されることとなった日を、以下「本締結日」といいます。）。従業員等の個人が、法人その他の団体のために前記各行為を行う場合には、当該個人は、当該団体を代理して本契約を締結する権限を有することを BPw に対して保証するものとします。お客様が本契約の条項に同意しない場合、又は当該個人が当該団体を代理する権限を有しない場合には、前記各行為を行わないでください。

第2条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

(1) 対象ソフトウェア

確認文書にお客様が購入したもの又はライセンスを受けるとして表示された BPw のソフトウェアをいい、BPw が随時提供するマイナーアップデート版及び修正プログラム（バージョンアップ製品に該当するものを除きます。）、並びに当該ソフトウェア、マイナーアップデート版又は修正プログラムとともに提供される説明文書その他の資料を含みます。本契約によるライセンスの対象となる対象ソフトウェアは、BPw が提供するセキュリティ機能をエンドポイント（ネットワークに接続された各コンピュータ端末等）で利用可能にするための「エージェント」のインストールパッケージ生成機能を中心とした、管理サーバー用のソフトウェアです。

(2) 関連データ

対象ソフトウェア、エージェント又はインストールパッケージを使用するにあたり、それらの機能により、又はお客様の行為により、コンピュータ又はストレージ上に作成されるデータをいいます。また、関連データには、エージェント及びインストールパッケージ本体を含みます。

(3) 説明資料

第1号に規定する説明文書その他の資料をいいます。

(4) 確認文書

本契約とは別にお客様に提供される、BPw のソフトウェアの購入又はライセンスの確認の文書（コンピュータの画面に表示されるもの、その他電子的に提供されるものを含みます。）をいいます。

(5) バージョンアップ製品

BPw が対象ソフトウェアの後継ソフトウェアとして提供又は販売する製品をいいます。

(6) バージョンアップ

対象ソフトウェアに代えて、バージョンアップ製品をインストールすることをいいます。

(7) 旧バージョン製品

バージョンアップの対象となったバージョンアップ前の対象ソフトウェアをいいます。

(8) エージェント

対象ソフトウェアにより生成されるインストールパッケージを用いてエンドポイント（ネットワークに接続された各コンピュータ端末等）にインストールされる、BPw が提供するセキュリティ機能を利用可能にするためのソフトウェアをいいます。

(9) インストールパッケージ

対象ソフトウェアにより生成される、エージェントをインストールするためのソフトウェアをいいます。

第3条（使用許諾の範囲）

1. お客様が本契約の条項を遵守することを条件として、BPw は、お客様に対し、対象ソフトウェアを、確認文書に記載されたライセンス本数、地理的範囲及び使用範囲その他の条件に従い、使用することを許諾します（以下「本ライセンス」といいます。）。本ライセンスは、お客様が本契約に同意した時点、又は同意したものとみなされた時点で発効します。
2. 本ライセンスは、ライセンス1本につき、対象ソフトウェアを Windows オペレーティングシステムがインストールされたコンピュータ（仮想環境を含みます。）1台で使用する（本契約に従い、インストールパッケージを用いてエージェントをインストールすることを含みます。）ができる権利であるものとします。お客様は、対象ソフトウェアをインストールしたオペレーティングシステムから対象ソフトウェア及び関連データを完全に削除し、別のオペレーティングシステムにおいて対象ソフトウェアをインストールし、使用することができます。
3. 本ライセンスは非独占的なものとします。また、お客様は、対象ソフトウェア、エージェント、インストールパッケージ又は本ライセンスについて、第三者への譲渡、貸与、担保提供、再実施許諾その他処分、本契約に許容されたもの以外の複製、又は第三者に対する頒布若しくは送信（送信可能化を含みます。）を行うことはできません。
4. 本ライセンスには、次の各号に掲げる権利を含むものとします。
 - (1) お客様が対象ソフトウェアに入力したデータをバックアップする目的で、対象ソフトウェアの複製物1つを作成する権利。ただし、作成された複製物は、バックアップするデータの性質及び保有者を問わず、いかなるオペレーティングシステムにおいても対象ソフトウェア本体と並行して使用されないことを条件とします。
 - (2) 対象ソフトウェアの修正プログラム又はオプション製品等が、お客様の使用している対象ソフトウェア又はお客様の利用環境と適合するかどうかを事前にテストする目的で、対象ソフトウェアの複製物1つを作成する権利。ただし、作成された複製物が一時的なテストにのみ使用され、恒常的に使用されないこと、並びにテストの終了後は速やかに対象ソフトウェア及び関連データが完全に削除されることを条件とします。
5. 本ライセンスは、本契約の規定に従い本契約が終了しない限り存続します。
6. お客様が対象ソフトウェアを用いてインストールパッケージを生成し、又はエージェントをインストールすることができるのは、確認文書に記載された使用範囲に限られます。お客様は、当該範囲を超えて、対象ソフトウェアを用いてインストールパッケージを生成し、又はエージェントをインストールすることはできません。また、お客様は、インストールパッケージを生成し、若しくはエージェントをインストールする必要がない場合、又はインストールされたエージェントを利用する者がそれを不正の目的若しくは反社会的態様で利用するおそれがある場合には、対象ソフトウェアを用いてインストールパッケージを生成し、又はエージェントをインストールしてはなりません。万が一、お客様が本項その他本契約に定める条件に違反してインストールパッケージを生成し、又はエージェントをインストールした場合には、お客様は、直ちに当該インストールパッケージ及びエージェントを完全に消去するとともに、BPw に対し、生成されたインストールパッケージ又はインストールされたエージェント1本につき、当該生成又はインストールの時点でエージェント1本が正規にライセンスされたと仮定した場合にお客様が BPw に対して支払うべきライセンス料相当額（お客様が本契約に定める条件に違反してインストールしたエージェントの使用を継続した場合には、継続使用に伴って通常必要となるライセンス料に相当する額を含みます。）の違約金を支払います。なお、BPw に当該違約金の額を超える損害が生じた場合は、BPw は、お客様に対して、その損害の賠償を請求することができます。

第4条（バージョンアップ）

1. BPw は、その完全な裁量により、BPw が定める条件で対象ソフトウェアのバージョンアップ製品を提供することがあります。お客様が旧バー

ジョン製品をバージョンアップした場合には、BPw が認めた場合に限り、旧バージョン製品について BPw が正規に付与したライセンス（ライセンス本数、地理的範囲、使用範囲その他の条件を含みます。）が、バージョンアップが完了した時点で、バージョンアップ製品に引き継がれるものとします。この場合において、旧バージョン製品について BPw が正規に付与したライセンスは、バージョンアップの完了を以て当然にその効力を失うものとし、その後はバージョンアップ製品に対する本ライセンスが付与されたものとみなして、本契約の規定を適用します。なお、対象ソフトウェアをバージョンアップした場合、既にインストールされたエージェントも同時にバージョンアップされる場合があります。

2. お客様は、バージョンアップにより、又はバージョンアップの完了後速やかに、旧バージョン製品及びその関連データをオペレーティングシステムから完全に削除しなければなりません。前項の規定による本ライセンスの付与は、本項の規定が遵守されることを条件とします。
3. お客様は、前項の規定を遵守することを条件として、旧バージョン製品の関連データをバージョンアップ製品の関連データとして引き継ぐことができます。

第5条（所有権及び著作権等）

1. 本契約に基づき明示的に付与されるライセンスを除き、対象ソフトウェア（第2条第1号に定義されるとおり、マイナーアップデート版、修正プログラム及び説明文書等の資料を含みます。）、エージェント、インストールパッケージ、バージョンアップ製品又はそれらの複製物の所有権、著作権その他の知的財産権、それらに関する標章の商標権、その他対象ソフトウェア、エージェント、インストールパッケージ、バージョンアップ製品又はそれらの複製物に関する一切の権利は、全て Blue Planet-works グループに帰属するものとします。
2. 対象ソフトウェア、エージェント、インストールパッケージ、バージョンアップ製品及びそれらの複製物は、各国の著作権法並びにその他の知的財産権に関する法律及び条約によって保護されています。お客様は、当該法律及び条約に従い、対象ソフトウェア、エージェント、インストールパッケージ、バージョンアップ製品及びそれらの複製物を取り扱うことに同意します。
3. 対象ソフトウェア、エージェント又はインストールパッケージの機能により、お客様は、対象ソフトウェア、エージェント又はインストールパッケージを通じて、BPw 又は第三者が提供する広告等のコンテンツにアクセスすることができる場合があります。当該コンテンツに関する一切の権利は、BPw 又は当該第三者に帰属し、また、それらは著作物として、各国の著作権法並びにその他の知的財産権に関する法律及び条約によって保護されています。

第6条（禁止行為）

お客様は、本契約の他の条項に定めるもののほか、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 対象ソフトウェア、エージェント又はインストールパッケージ（その複製物を含みます。以下本条において同様とします。）に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変又は翻訳版若しくは派生ソフトウェアの作成
- (2) 説明資料の修正、改変又は翻訳版の作成
- (3) テロ、サイバー攻撃、詐欺、大量破壊兵器の開発その他不正の目的又は反社会的態様による対象ソフトウェア、エージェント又はインストールパッケージの全部又は一部の使用

第7条（保証の制限）

1. 対象ソフトウェア（それを用いて生成されるインストールパッケージ及び当該インストールパッケージによりインストールされるエージェントを含みます。以下本条において同様とします。）は、現状有姿のまま提供されるものであり、BPw は、次の各号に掲げる事項を含め、対象ソフトウェア、バージョンアップ製品若しくはそれらに含まれる機能又はそれらに関連して本契約に基づき提供されるサービスに関し、いかなる明示又は黙示の保証もいたしません。お客様は、BPw 又はそれらの開発者若しくは供給者に対し、明示又は黙示の保証に違反したことを理由とするいかなる請求もできないことに同意します。

- (1) お客様の要求を満足させるものであること
- (2) 正常に作動すること

- (3) 瑕疵がないこと、又は瑕疵が存在していた場合にそれが修正されること
 - (4) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと
 - (5) コンピュータウイルス、マルウェア等の脅威又は不正アクセスに対する完全な防御機能を有すること
2. BPw により公表され、又はお客様に口頭若しくは書面により提供された一切の説明、助言、仕様その他の情報は、新たな保証を行い、又はその他いかなる意味においても本契約に基づく保証の範囲を拡大するものではありません。

第 8 条 (責任の制限)

1. BPw が、本契約の債務不履行又は本契約に関してなされた不法行為を理由として、お客様に対して負う損害賠償責任は、対象ソフトウェア又はエージェント自身に瑕疵が存在したことにより、対象ソフトウェア又はエージェントがインストールされたコンピュータ自身に生じた直接的な損害に限るものとします。この場合、損害賠償の金額は、当該損害賠償責任が生じる原因となった対象ソフトウェアに関してお客様が支払ったライセンス料金を超えないものとします。
2. 前項の規定に定める責任及び BPw が第 9 条の規定に基づき定めるサポートサービスに関する責任を除くほか、BPw は、お客様その他の第三者に対し、それらに規定する範囲を超えて、業務の停止、事業機会の逸失、営業上の信用の喪失、予想される省力化の不達成、コンピュータの故障又はデータの破損による損害その他対象ソフトウェア、エージェント、インストールパッケージ、バージョンアップ製品若しくはそれらの複製物又はサポートサービスに関連して生じる一切の直接的損害、間接的損害、特別損害、付随的損害又は派生的損害について、責任を負いません。
3. 対象ソフトウェア、エージェント、インストールパッケージ及びバージョンアップ製品は、一般の事務における使用を想定して設計されるものであり、高度医療機器、交通機関その他極めて高度の安全性が要求され、安全性が確保されない場合には人の生命又は身体に対する重大な危険が生じる可能性のある環境での使用を想定するものではありません。第 1 項の規定にかかわらず、BPw は、お客様がそれらの環境において対象ソフトウェア、エージェント、インストールパッケージ及びバージョンアップ製品を使用した場合に生じた損害について、いかなる責任も負いません。
4. BPw により公表され、又はお客様に口頭若しくは書面により提供された一切の説明、助言、仕様その他の情報は、新たな責任を引き受け、又はその他いかなる意味においても本契約に基づく責任の範囲を拡大するものではありません。

第 9 条 (サポートサービス)

BPw 又はその委託を受けた者は、別途 BPw が定めるサポート規約に基づき、対象ソフトウェア（それを用いて生成されるインストールパッケージ及び当該インストールパッケージによりインストールされるエージェントを含みます。以下本条から第 17 条までにおいて同様とします。）に関して技術的なサポートサービスを提供することがあります。サポートサービスの提供の有無、内容、時期その他の条件は、BPw 又はその委託を受けた者の裁量により定められ、サポートサービスの継続的な提供が保証されるものではありません。お客様は、BPw 又はその委託を受けた者がサポートサービスに関するポリシーを定めた場合には、それに従うものとします。

第 10 条 (お客様の責任)

お客様は、対象ソフトウェアを利用すること、本契約の解除又は終了により対象ソフトウェア及び関連データが使用できなくなること、その他対象ソフトウェア又は関連データに関連して、BPw 又はお客様が第三者から金銭その他の請求を受け、又は第三者との間に紛争が生じた場合には、自己の費用と責任でそれらを解決するものとし、BPw が当該請求若しくは紛争又はそれらの解決に関して被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を直ちに賠償するものとします。

第 11 条 (守秘義務等)

1. お客様は、本契約の内容、及び対象ソフトウェア（その複製物を含みます。以下本条において同様とします。）の構造、編成等に関する情報、サポートサービスの内容その他対象ソフトウェア又はバージョンアップ製品に関して知り得たあらゆる情報（以下「秘密情報」といいます。）を、対象ソフトウェアの使用の目的以外に使用せず、また、Blue Planet-works の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとします。
2. 次の各号に掲げる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 知得の時点で既に公知である情報
 - (2) 知得後、自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 知得の前から自己が保有していた情報
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から入手した情報
 - (5) 前項の情報に依拠することなく独自に開発した情報
3. 第 1 項の規定にかかわらず、お客様は、法令又は裁判所若しくは政府機関により秘密情報の開示を義務付けられた場合には、当該義務を履行するのに必要な限度で、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、この場合において、お客様は、開示を義務付けられた旨及び開示する情報の項目を BPw に対して速やかに通知するものとします。
4. お客様は、自己の責任で対象ソフトウェアを管理するものとします。対象ソフトウェアのデータの漏洩が発生した場合には、お客様は、直ちに BPw に対して届け出なければなりません。BPw は、当該データの漏洩によりお客様に生じた損害について、いかなる責任も負いません。

第 12 条 (個人情報の利用)

BPw は、お客様の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令及び BPw が別途定める個人情報の保護に関する方針に従い、同方針に定める利用目的に利用するものとし、お客様は、これに同意します。

第 13 条 (仕様変更)

BPw は、予告なく対象ソフトウェアの機能を停止若しくは変更し、仕様若しくは推奨使用環境を変更し、又はバージョンアップの際にそれらの停止若しくは変更を行うことがあります。BPw は、本契約締結時における対象ソフトウェアの機能、仕様又は使用環境を永続的に保証するものではありません。

第 14 条 (本契約の終了)

1. 本契約は、本締結日からその効力を生じ、次項、第 3 項又は次条第 3 項の規定により本契約が解除され、又は終了するまで、その効力を有します。
2. BPw は、次の各号に掲げる場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。また、本契約を解除する前後を問わず、BPw は、お客様が使用する対象ソフトウェアの機能の全部若しくは一部、又はお客様に対するサポートサービスの提供を停止することができます。
 - (1) お客様が、第 2 条第 6 項の規定に違反して、インストールパッケージを生成し、又はエージェントをインストールした場合
 - (2) 前号のほか、お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合
 - (3) 別途お客様が合意した対象ソフトウェアに関連する支払義務の不履行が生じた場合、その他お客様が当該支払義務を負担しないこととなった場合
 - (4) 対象ソフトウェアが不正の目的若しくは反社会的態様で利用され、又はその他の使用条件に違反して使用された場合
3. お客様が対象ソフトウェアの使用を終了し、対象ソフトウェア、関連データ及びそれらの複製物がオペレーティングシステム及びその他の記録媒体から完全に削除されたときは、本契約は終了します。

4. 本契約が理由のいかんを問わず終了した場合（前項の規定による場合を除きます。）、お客様は、直ちに、全ての対象ソフトウェア、関連データ及びそれらの複製物をオペレーティングシステム及びその他の記録媒体から完全に削除しなければならず、本契約の終了以後、それらをいかなる目的にも使用することはできません。
5. BPw は、第 2 項の規定に従い対象ソフトウェアの機能の全部若しくは一部、若しくはお客様に対するサポートサービスの提供が停止されたこと、又は本契約の解除若しくは終了により対象ソフトウェア及び関連データが使用できなくなることによってお客様又は第三者が被った損害について、いかなる責任も負いません。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」といいます。）
 - (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様は、自己又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて BPw の信用を毀損し、又は BPw の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様が第 1 項又は前項の誓約に違反したときは、前条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定が適用されるものとします。

第 16 条（一般条項）

1. 本契約の譲渡等

- (1) お客様は、本契約上の地位又は本契約に基づき生じる権利若しくは義務の全部又は一部を、BPw の書面による事前の同意なく、第三者に譲渡し、第三者に対して担保提供し、その他処分することはできません。
- (2) BPw は、お客様の同意なく、その事業の全部又は一部を譲渡することに伴い、本契約上の地位を第三者に譲渡することができるものとします。

2. 適用法令の遵守

お客様は、対象ソフトウェアの使用に関して適用される法令（各国の輸出入規制法令を含みます。）及び条約を遵守する責任を負うものとします。

3. 分離可能性

本契約の条項の全部又は一部が違法、無効又は執行不可能であると判断された場合であっても、当該条項は、法令により許容される限度で引き続きその効力を有するものとし、また、本契約の残りの条項は、引き続きその完全な効力を有するものとします。

4. 権利放棄

本契約により BPw に対して与えられた権利の放棄は、書面によってのみ放棄されます。BPw が本契約により与えられた権利を行使しない場合であっても、BPw が当該権利を放棄したとみなされることはありません。また、BPw による一部の事象に対する権利の放棄は、他の事象に対する権利の放棄とみなされることはありません。

5. 通知

- (1) お客様が対象ソフトウェアの購入又はバージョンアップの際に記載した住所、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスは、お客様に対する通知先となります。
- (2) BPw からお客様に対する通知は、お客様の住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス宛に、郵送、ファクシミリ又は電子メールによりなされるものとし、それがお客様に到達したとき（到達しなかった場合は、通常到達すべきとき）に、有効になされたものとみなされます。
- (3) お客様は、通知先に変更がある場合には、直ちに、BPw に届け出なければなりません。お客様が届出を怠ったときは、BPw からの通知は BPw が把握する通知先に対して発すれば足りるものとし、BPw は、通知が現実には到達しなかったことによりお客様に生じた損害について、いかなる責任も負いません。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、BPw は、対象ソフトウェアの機能を通じてお客様のコンピュータの画面上に通知を表示させることがあります。この場合においては、画面上に通知内容が表示されたときに、通知が有効になされたものとみなします。

6. 完全合意

- (1) 本契約は、本契約に規定する事項に関する BPw とお客様との間の完全かつ排他的な合意を構成するものであり、BPw によって本契約に優先する旨が明示された場合を除き、本契約締結以前のいかなる合意、通知、説明及び提案（それらが書面によるか、電子的方法によるか、口頭によるかを問いません。）並びに対象ソフトウェアに関して公表され、又はお客様に提供されるいかなる文書（電子的なものを含みません。）にも優先するものとし、ます。
- (2) 販売業者等 BPw 以外の者が作成する注文書、確認書、説明書、カタログその他いかなる文書（電子的なものを含みます。）も、本契約の内容を修正し、又は変更する効力を有するものではありません。

7. 修正及び変更

本契約は、BPw によって修正又は変更されることがあるものとし、当該修正又は変更は、BPw によって公表され、又はお客様に通知されたときに、その効力を生ずるものとし、ます。お客様は、本契約が本項に基づき修正又は変更されうることをあらかじめ承諾します。

第 17 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は日本国の法律に準拠し、それに従って解釈されるものとし、ます。
2. 本契約又は対象ソフトウェア、バージョンアップ製品若しくは関連データに関して紛争が生じたときは、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、ます。